

第 11 回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和 6 年 7 月 29 日（月）14：00～16：10

場所：糸島市役所 本館 4 階 庁議室

役 職	氏 名	肩 書 等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	こどもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	荒木 恭子	福岡県福岡児童相談所 里親・施設課長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	吉永 政博	糸島市中学校校長会（前原東中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市 PTA 連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 代表
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所 属	氏 名	職 名
こども教育部	山下 千恵子	担当部長
こども教育部	小嶋 智嗣	部長
子育て支援課	木村 和美	課長
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	山崎 直樹	課長補佐
子育て支援課	武田 彩音	主事
学校教育課	武田 巨史	課長
学校教育課	福田 貴史	企画監
学校教育課	中村 悠毅	係長
学校教育課	安部 祐子	係長
学校教育課	野口 順也	主幹

- 1 開会
- 2 出席確認…委員：榎田委員欠席
- 3 委員長挨拶
- 4 経過報告
 - (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) 庁内各課等意見について
 - (3) こどものアンケート結果について
- 5 協議事項（議事進行：委員長）
 - (1) パブリックコメント等を受けてのこどもの権利条例（案）修正について
 - 【事務局説明】
 - 【委員長説明】
 - 質疑応答

〈委員〉	行政区の役割だが、条文としては修正する必要はないと思うが、行政区等に加入していない世帯の子ども、行政区外に居住する子どもについても、参加する権利は大切にすべきだと思う。
〈事務局〉	条例が制定された後の周知啓発の部分、例えば行政区等への出前講座などの機会に、大人たちに対して啓発を進めていく必要があると考える。
〈委員〉	保護者が行政区等に加入していないことで、子どもが不利益を被ってはいけないということもある。その子どもを参加させないことは、違法となる。私の行政区等では、行政区の垣根を越えて参加ができるようにしている。条文をみて、誤解させるような表現は避けたほうがよいと思う。
〈委員長〉	逐条解説でも理解をフォローしていくこともできる。行政区等の役割の解説を修正しても良いと思う。
〈事務局〉	逐条解説は変更は可能であるため、今のパブリックコメントの意見や、委員の意見を受けて変更を検討する。
〈副委員長〉	先程の保護者が行政区等に加入しないことで、子どもが行事に参加できないということは、むしろ差別禁止に関わる問題。親の価値観、考え方で子どもが差別されるということだと思う。条例（案）第5条にはそのまま当てはまるものはないが、「あらゆる差別」とあるため、逐条解説で理解が深まるよう、検討いただきたい。

<p>〈事務局〉</p>	<p>第5条の差別禁止の条文と、第11条の行政区等の役割については、今いただいた意見を受けて、逐条解説の修正を検討する。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>行政区や子ども会もそうだが、保護者の意思で加入しないという人もいれば、やむを得ない事情で加入できない、役員などができないという人もいる。それらの子どもが行事等に参加できないことはおかしいが、加入できる環境にあるにも関わらず、行政区、子ども会に加入しない、役割を担わないということは何か問題があるとは思う。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>法的には保護者の考え方に関わらず子どもが参加できることが大事だが、今の委員の意見は、この条例以外の、まちづくりという視点における、一人の市民としての役割としても関係がある。</p> <p>また、子どもが参加したいと考えているなかでの、子どもに対する保護者の責務・姿勢にも含まれると思う。</p>
<p>〈事務局〉</p>	<p>第10条の保護者の役割の逐条解説の第2項で、こどもが家庭環境の中だけではなく、地域社会の中で豊かな人間性や社会性を育むことを意識して、様々な参加できる環境を確保するとなっている。</p> <p>子ども会などの意見については、逐条解説などの部分で市民に周知啓発するよう、検討していきたい。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>地域の活動に興味がない方に、この条例に興味を持ってもらうよう取り組むことが大事だと考える。</p>
<p>〈事務局〉</p>	<p>条例が制定してリーフレットで周知して終わりではなく、制定したあとの子どもや大人の反応を見て、それを次の周知啓発にフィードバックしていくことになる。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>パブリックコメントの意見で、条例（案）前文にある「してよいこと」という表現への意見がある。子どもに伝える場合は、「してよい」という表現がより伝わるが、許可制の表現と受け取られる可能性がある。人権については、「そこに当たり前にある」という表現が適切ではないか。</p>
<p>〈副委員長〉</p>	<p>前文の第1段落を、子どもの権利の説明としてみるのか、子どもに説明する立場での表記としてみるのか、だと思う。</p>

	どちらでも問題がない表記ではある。
〈委員〉	今の前文の第1段落の「当たり前」という表現が必要なのか。だれが当たり前なのか、という議論になると思う。
〈委員長〉	当たり前という言葉に、特定の人々の恣意性があると捉えられる可能性はある。
〈委員〉	先ほど意見もあったが、「してよいこと」となれば、子どもからすれば、許可制と受け取られるため、「持っているもの」としたほうが良いと思う。
〈副委員長〉	当たり前、という言葉は、人によって色々なイメージ、レベルの違いがある。
〈委員長〉	「当たり前」を削除し、前文の第1段落部分を「すべての子どもが生れながらに持っているもの」と修正したいが、どうか。 (全委員賛成)
〈事務局〉	いまの修正点を含め、条例(案)を修正し、答申を行う。

(2) 答申書(案)について

【事務局説明】

➤ 質疑応答 なし 答申書(案)のとおり決定する。

(3) その他

なし

≪協議終了≫

6 その他

・答申は令和6年8月2日(金)午後に行う。

7 閉会

山下子ども教育担当部長から謝辞

16:10